学校における感染症と出席停止について

（１）学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりです。

第一種：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条に規定する一類感染症及び二類感染症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、
重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る)、
痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、
鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

第二種：飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症
インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、コロナ感染症

第三種：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

（２）出席停止と期間について

＜出席停止期間の基準＞

① 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

② 第二種の感染症（結核を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではありません。

ア　インフルエンザにあっては、発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで
イ　百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
ウ　麻疹にあっては、解熱した後３日を経過するまで
エ　流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
オ　風疹にあっては、発疹が消失するまで
カ　水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで
キ　咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後２日を経過するまで

③　結核及び第三種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

インフルエンザ以外

担当医殿

愛知県立豊橋南高等学校長

「出席停止に関わる意見書」の記入について（依頼）

本校生徒の疾病について、下記の意見書にご記入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

学校長殿

出席停止に関わる意見書

下記の生徒は学校保健安全法第１９条の規定による出席停止をさせることが必要であると認めます。

生 徒 氏 名　　年　　組　　番　氏名

診　断　名

出席停止指示日（受診日）　令和　　年　　月　　日

出席停止期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

医 療 機 関 名

印　（ゴム印可）

【提出経路】　本人　→　医療機関　→　本人　→　担任　→　保健室

インフルエンザ

保護者様

愛知県立豊橋南高等学校長

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザと診断された場合、学校保健安全法第１９条の規定により出席停止となります。ご家庭において医師と相談の上適切な処置をとられますようお願い申し上げます。登校時、保護者で下記の「受診報告書」を記入の上提出ください。

学校長殿

受診報告書（インフルエンザ）

下記のとおり受診したことを報告します。

年　　組　　番　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

診　断　名	インフルエンザ（　　）型
期　　間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
出席停止指示日（受診日）	令和　　年　　月　　日
医療機関名	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ここに医療機関が発行した調剤明細書等の写しを貼ってください。

【提出経路】　本人（保護者記入）　→　担任　→　保健室